

平成28年6月能代市議会定例会 提出議案概要説明資料

[議案内訳]

区 分	当 初	追加予定	計
承 認	3	—	3
単行議案	8	1	9
補正予算	3	1	4
計	14	2	16

[議案目録]

承認 (3件)

- 第 1 号 専決処分した能代市市税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて
- 第 2 号 専決処分した能代市保育所条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を
求めることについて
- 第 3 号 専決処分した平成27年度能代市一般会計補正予算の承認を求めることについて

単行議案 (8件)

- 第 4 8 号 能代市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 第 4 9 号 能代市議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正について
- 第 5 0 号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 5 1 号 能代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 5 2 号 能代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について
- 第 5 3 号 能代市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 5 4 号 市道路線の認定及び廃止について
- 第 5 5 号 物品の取得について

補正予算 (3件)

- 第 5 6 号 平成28年度能代市一般会計補正予算
- 第 5 7 号 平成28年度能代市浄化槽整備事業特別会計補正予算
- 第 5 8 号 平成28年度能代市国民健康保険特別会計補正予算

※追加予定

- 平成28年度能代市一般会計補正予算
- 常盤財産区管理委員の選任について

(承認第1号)

題 目	専決処分した能代市市税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて
理 由	地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例等について、緊急に条例を改正する必要があるため、専決処分したものです。
主 な 内 容	<p>○第1条関係（能代市市税条例の一部改正）</p> <p>①固定資産税の課税標準の特例（わがまち特例）の拡大（附則第8条の2関係） 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例（軽減）について、新たに条例委任事項とされた設備の種類ごとの特例割合（適用期間3年間）を定めた。</p> <p>対象設備</p> <ul style="list-style-type: none">・太陽光発電設備（自家消費型）、風力発電設備 特例割合 2／3・中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備 特例割合 1／2 <p>※ なお、地方税法の一部改正により対象設備の取得期限が2年延長され、平成30年3月31日までとされた。</p> <p>②その他条文整備</p> <ul style="list-style-type: none">・改正行政不服審査法の施行に伴う用語の整備（第9条の2関係）・地方税法等の一部改正に伴う引用条項の整理（第39条、第41条関係ほか） <p>○第2条関係（能代市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <ul style="list-style-type: none">・市たばこ税の申告納付に関する様式規定の整備
その他参考事項	<p>○専決年月日 平成28年3月31日</p> <p>○施行期日 平成28年4月1日</p> <p>○経過措置 平成28年4月1日以後に新たに取得、改修された設備、家屋に対して課する固定資産税は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p>

(承認第2号)

題 目	専決処分した能代市保育所条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて																														
理 由	子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に伴い、保育料の軽減措置について、緊急に条例を改正する必要があるため、専決処分したものです。																														
主 な 内 容	<p>○保育料の軽減措置の拡大</p> <p>①ひとり親等世帯への軽減措置（別表第2備考4関係）</p> <table border="1" data-bbox="427 790 1441 1120"><thead><tr><th>階 層</th><th>(改正前)</th><th>(改正後)</th></tr></thead><tbody><tr><td>B</td><td>無料</td><td>無料</td></tr><tr><td>C 1～C 2</td><td>1,000円軽減</td><td>1,000円軽減後の半額</td></tr><tr><td>D 1 又は D 2 のうち、市町村民税所得割額 77,101円未満</td><td>—</td><td>半額</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>—</td></tr></tbody></table> <p>②多子世帯への軽減措置（別表第2備考6関係）</p> <table border="1" data-bbox="427 1205 1441 1686"><thead><tr><th>階 層</th><th>(改正前)</th><th>(改正後)</th></tr></thead><tbody><tr><td>B～C 2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>D 1 のうち、市町村民税所得割額57,700円未満</td><td>小学校就学前の子どもが複数人同時に保育所等を利用している場合で、最年長の子どもから順に2人目に当たる子どもは半額、3人目以降に当たる子どもは無料</td><td>最年長の子どもの年齢に関わらず、2人目に当たる子どもは半額、3人目以降に当たる子どもは無料</td></tr><tr><td>※ひとり親等世帯に該当する場合は、D 1 又は D 2 のうち市町村民税所得割額77,101円未満</td><td></td><td>※ひとり親等世帯に該当する場合は2人目以降に当たる子どもは無料</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>※改正前と同じ</td></tr></tbody></table>	階 層	(改正前)	(改正後)	B	無料	無料	C 1～C 2	1,000円軽減	1,000円軽減後の半額	D 1 又は D 2 のうち、市町村民税所得割額 77,101円未満	—	半額	上記以外		—	階 層	(改正前)	(改正後)	B～C 2			D 1 のうち、市町村民税所得割額57,700円未満	小学校就学前の子どもが複数人同時に保育所等を利用している場合で、最年長の子どもから順に2人目に当たる子どもは半額、3人目以降に当たる子どもは無料	最年長の子どもの年齢に関わらず、2人目に当たる子どもは半額、3人目以降に当たる子どもは無料	※ひとり親等世帯に該当する場合は、D 1 又は D 2 のうち市町村民税所得割額77,101円未満		※ひとり親等世帯に該当する場合は2人目以降に当たる子どもは無料	上記以外		※改正前と同じ
階 層	(改正前)	(改正後)																													
B	無料	無料																													
C 1～C 2	1,000円軽減	1,000円軽減後の半額																													
D 1 又は D 2 のうち、市町村民税所得割額 77,101円未満	—	半額																													
上記以外		—																													
階 層	(改正前)	(改正後)																													
B～C 2																															
D 1 のうち、市町村民税所得割額57,700円未満	小学校就学前の子どもが複数人同時に保育所等を利用している場合で、最年長の子どもから順に2人目に当たる子どもは半額、3人目以降に当たる子どもは無料	最年長の子どもの年齢に関わらず、2人目に当たる子どもは半額、3人目以降に当たる子どもは無料																													
※ひとり親等世帯に該当する場合は、D 1 又は D 2 のうち市町村民税所得割額77,101円未満		※ひとり親等世帯に該当する場合は2人目以降に当たる子どもは無料																													
上記以外		※改正前と同じ																													
その他参考事項	○専決年月日 平成28年3月31日 ○施行期日 公布の日																														

(承認第3号)

題 目	専決処分した平成27年度能代市一般会計補正予算の承認を求めることについて																																			
理 由	地方交付税の決定による追加及び財政調整基金積立金の追加並びに担い手確保・経営強化支援事業費の繰越明許費の変更等について、専決処分したものです。																																			
主 な 内 容	<p>○平成27年度能代市一般会計補正予算（第8号）</p> <p>歳入 (単位：千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th>款</th><th>補正額</th><th>説 明</th></tr></thead><tbody><tr><td>地方交付税</td><td>411,772</td><td>特別交付税</td></tr><tr><td>県支出金</td><td>△63,211</td><td>担い手確保・経営強化支援事業費補助金</td></tr><tr><td>歳入合計</td><td>348,561</td><td></td></tr></tbody></table> <p>歳出 (単位：千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th>款</th><th>補正額</th><th>説 明</th></tr></thead><tbody><tr><td>総務費</td><td>406,228</td><td>財政調整基金積立金</td></tr><tr><td>民生費</td><td>5,544</td><td>過年度国庫負担金等返還金</td></tr><tr><td>農林水産業費</td><td>△63,211</td><td>担い手確保・経営強化支援事業費</td></tr><tr><td>歳出合計</td><td>348,561</td><td></td></tr></tbody></table> <p>繰越明許費 (単位：千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th>款</th><th>項</th><th>事 業 名</th><th>補正額</th></tr></thead><tbody><tr><td>農林水産業費</td><td>農業費</td><td>担い手確保・経営強化支援事業費</td><td>△63,211</td></tr></tbody></table> <p>○予算総額は、29,876,157千円になります。</p>	款	補正額	説 明	地方交付税	411,772	特別交付税	県支出金	△63,211	担い手確保・経営強化支援事業費補助金	歳入合計	348,561		款	補正額	説 明	総務費	406,228	財政調整基金積立金	民生費	5,544	過年度国庫負担金等返還金	農林水産業費	△63,211	担い手確保・経営強化支援事業費	歳出合計	348,561		款	項	事 業 名	補正額	農林水産業費	農業費	担い手確保・経営強化支援事業費	△63,211
款	補正額	説 明																																		
地方交付税	411,772	特別交付税																																		
県支出金	△63,211	担い手確保・経営強化支援事業費補助金																																		
歳入合計	348,561																																			
款	補正額	説 明																																		
総務費	406,228	財政調整基金積立金																																		
民生費	5,544	過年度国庫負担金等返還金																																		
農林水産業費	△63,211	担い手確保・経営強化支援事業費																																		
歳出合計	348,561																																			
款	項	事 業 名	補正額																																	
農林水産業費	農業費	担い手確保・経営強化支援事業費	△63,211																																	
その他参考事項	○専決年月日 平成28年3月31日																																			

題 目	能代市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について															
理 由	地域再生法の一部改正等に伴い、本社機能の事務所等を本市の区域内へ移転又は本市の区域内において拡充する事業者に対して固定資産税の不均一課税の措置を講じようとするものです。															
主 な 内 容	<p>○不均一課税の要件 県が作成した地域再生計画に適合するものとして県の認定を受けて本社機能を本市の区域内へ移転又は本市の区域内において拡充する事業者</p> <p>○対象となる事業の区分</p> <ul style="list-style-type: none">①地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（移転型事業） 東京23区にある本社機能を地方に移転する事業②地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業（拡充型事業） 地方にある本社機能を拡充する事業（東京23区以外からの移転を含む。） <p>※ 本社機能とは次の事業所をいい、工場及び営業所は含まない。</p> <ul style="list-style-type: none">・事務所（管理業務部門、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門のいずれかを有するもの）・研究開発施設・研修施設 <p>○適用税率</p> <table border="1" data-bbox="427 1232 1406 1382"><thead><tr><th>区分</th><th>1年目</th><th>2年目</th><th>3年目</th><th>4年目以降 (本来の税率)</th></tr></thead><tbody><tr><td>移転型事業</td><td>0</td><td>0.35/100</td><td>0.7/100</td><td>1.4/100</td></tr><tr><td>拡充型事業</td><td>0</td><td>0.467/100</td><td>0.933/100</td><td>1.4/100</td></tr></tbody></table> <p>○適用期間 事業の用に供した日の翌年度から3年間</p>	区分	1年目	2年目	3年目	4年目以降 (本来の税率)	移転型事業	0	0.35/100	0.7/100	1.4/100	拡充型事業	0	0.467/100	0.933/100	1.4/100
区分	1年目	2年目	3年目	4年目以降 (本来の税率)												
移転型事業	0	0.35/100	0.7/100	1.4/100												
拡充型事業	0	0.467/100	0.933/100	1.4/100												
その他参考事項	<p>○施行期日 公布の日</p> <p>○適用年度 不均一課税は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>○減収補てん 不均一課税の実施に伴う固定資産税の減収分については、普通交付税による補てん措置が講じられる。</p>															

(議案第49号)

題 目	能代市議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正について
理 由	議会の議決に付すべき事件に、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定等を追加しようとするものです。
主 な 内 容	○議会の議決に付すべき事件の改正（第2条関係） （改正前） 議会の議決に付すべき事件は、定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止とする。 （改正後） 議会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。 （1） 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 （2） 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止
その他参考事項	○施行期日 公布の日

<p>題 目</p>	<p>辺地に係る総合整備計画の変更について</p>																																																
<p>理 由</p>	<p>馬子岱辺地に係る総合整備計画の一部を変更しようとするものです。</p>																																																
<p>主 な 内 容</p>	<p>○総合整備計画の変更の概要</p> <p>林業専用道西ノ沢船打沢北線開設事業及び林業専用道西ノ沢船打沢南線開設事業を追加する。</p> <p>3 公共的施設の整備計画</p> <p>平成24年度から平成28年度まで 5年間</p> <p style="text-align: right;">(単位 千円)</p> <table border="1" data-bbox="370 954 1375 1671"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道西ノ沢小滝線開設</td> <td>能代市</td> <td>190,500</td> <td>108,000</td> <td>82,500</td> <td>82,500</td> </tr> <tr> <td>林業専用道梅内沢線開設</td> <td>秋田県</td> <td>6,400</td> <td></td> <td>6,400</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td>林業専用道杉ノ岱線開設</td> <td>秋田県</td> <td>14,499</td> <td></td> <td>14,499</td> <td>14,400</td> </tr> <tr> <td>林業専用道西ノ沢船打沢北線開設</td> <td>秋田県</td> <td>(0) 4,300</td> <td></td> <td>(0) 4,300</td> <td>(0) 4,300</td> </tr> <tr> <td>林業専用道西ノ沢船打沢南線開設</td> <td>秋田県</td> <td>(0) 700</td> <td></td> <td>(0) 700</td> <td>(0) 700</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>(211,399) 216,399</td> <td>108,000</td> <td>(103,399) 108,399</td> <td>(103,300) 108,300</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ 表中の()は変更前</p>					施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	林道西ノ沢小滝線開設	能代市	190,500	108,000	82,500	82,500	林業専用道梅内沢線開設	秋田県	6,400		6,400	6,400	林業専用道杉ノ岱線開設	秋田県	14,499		14,499	14,400	林業専用道西ノ沢船打沢北線開設	秋田県	(0) 4,300		(0) 4,300	(0) 4,300	林業専用道西ノ沢船打沢南線開設	秋田県	(0) 700		(0) 700	(0) 700	合 計		(211,399) 216,399	108,000	(103,399) 108,399	(103,300) 108,300
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額																																												
			特定財源	一般財源																																													
林道西ノ沢小滝線開設	能代市	190,500	108,000	82,500	82,500																																												
林業専用道梅内沢線開設	秋田県	6,400		6,400	6,400																																												
林業専用道杉ノ岱線開設	秋田県	14,499		14,499	14,400																																												
林業専用道西ノ沢船打沢北線開設	秋田県	(0) 4,300		(0) 4,300	(0) 4,300																																												
林業専用道西ノ沢船打沢南線開設	秋田県	(0) 700		(0) 700	(0) 700																																												
合 計		(211,399) 216,399	108,000	(103,399) 108,399	(103,300) 108,300																																												
<p>その他参考事項</p>	<p>○追加路線の計画</p> <table border="1" data-bbox="395 1814 1410 1948"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>全体計画</th> <th>事業期間</th> <th>計画期間内(~H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西ノ沢船打沢北線</td> <td>1,800m 8,250千円</td> <td>H28~H30</td> <td>300m 4,300千円</td> </tr> <tr> <td>西ノ沢船打沢南線</td> <td>1,500m 6,750千円</td> <td>H28~H30</td> <td>0m(設計のみ)700千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 事業費については、県事業に対する負担金額 (負担割合 国3/6 県2/6 市1/6)</p>					路線名	全体計画	事業期間	計画期間内(~H28)	西ノ沢船打沢北線	1,800m 8,250千円	H28~H30	300m 4,300千円	西ノ沢船打沢南線	1,500m 6,750千円	H28~H30	0m(設計のみ)700千円																																
路線名	全体計画	事業期間	計画期間内(~H28)																																														
西ノ沢船打沢北線	1,800m 8,250千円	H28~H30	300m 4,300千円																																														
西ノ沢船打沢南線	1,500m 6,750千円	H28~H30	0m(設計のみ)700千円																																														

題 目	能代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
理 由	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の省令の一部改正に伴い、保育士配置に係る特例等を定めようとするものです。
主 な 内 容	<p>○准看護師の活用（第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項、第48条第3項関係） 小規模保育事業所A型・B型及び事業所内保育事業所に係る保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師に加え、新たに准看護師についても、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>○小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育士配置に係る特例</p> <ul style="list-style-type: none">・当分の間、保育士の配置基準上、保育士が2人必要とされる場合については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者の配置を条件に、保育士の1人配置を認めるものとする。（附則第6項関係）・当分の間、保育士の配置基準上、必要とされる保育士の数の算定にあたっては、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の資格を有する者を保育士とみなすことができる。（附則第7項関係）・当分の間、保育士の配置基準上、必要とされる保育士の数を超えて保育士を配置する場合については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を保育士とみなすことができる。（附則第8項関係）・附則第7項又は第8項の規定を適用するときは、保育士資格を有する者を3分の2以上配置しなければならない。（附則第9項関係） <p>○避難用の屋内階段に係る規制の合理化（別表第1関係） 建築基準法施行令の改正により避難用の屋内階段に係る規制について所要の改正を行う。</p>
その他参考事項	○施行期日 公布の日

(議案第52号)

題 目	能代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
理 由	学校教育法等の一部を改正する法律の施行による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の一部を改めようとするものです。
主 な 内 容	○放課後児童支援員の資格要件の改正（第11条関係） （改正前）幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 （改正後）幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
その他参考事項	○施行期日 公布の日

題 目	能代市国民健康保険税条例の一部改正について																																																																																																									
理 由	国民健康保険加入者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等を改定するとともに、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引上げ及び軽減措置の対象となる低所得世帯の基準の緩和を行おうとするものです。																																																																																																									
主 な 内 容	<p>○次のように税率等を改定する。(第4条～第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="424 542 1311 931"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">医 療 分</td> <td>所得割</td> <td>8.62%</td> <td>7.52%</td> <td>△1.10%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>20,500円</td> <td>17,500円</td> <td>△3,000円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>25,600円</td> <td>21,000円</td> <td>△4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支 援 分</td> <td>所得割</td> <td>3.06%</td> <td>3.33%</td> <td>0.27%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>6,500円</td> <td>7,700円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>8,100円</td> <td>9,300円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介 護 分</td> <td>所得割</td> <td>2.71%</td> <td>2.91%</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>7,600円</td> <td>8,800円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>7,000円</td> <td>7,700円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【税率等の改定による市民負担への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護分が課税とならない場合(40歳未満及び65歳以上) <table border="1" data-bbox="424 1025 1407 1142"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人あたり税額</td> <td>73,047円</td> <td>67,875円</td> <td>△5,172円</td> <td>△7.08%</td> </tr> <tr> <td>一世帯あたり税額</td> <td>115,378円</td> <td>107,312円</td> <td>△8,066円</td> <td>△6.99%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・介護分が課税となる場合(40歳～64歳) <table border="1" data-bbox="424 1214 1407 1330"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人あたり税額</td> <td>95,218円</td> <td>92,042円</td> <td>△3,176円</td> <td>△3.34%</td> </tr> <tr> <td>一世帯あたり税額</td> <td>142,160円</td> <td>136,504円</td> <td>△5,656円</td> <td>△3.98%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○課税限度額の改定(第3条、第24条関係)</p> <table border="1" data-bbox="424 1402 1305 1554"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療分</td> <td>520,000円</td> <td>540,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>支援分</td> <td>170,000円</td> <td>190,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>160,000円</td> <td>160,000円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 影響のある世帯 147世帯、影響額 4,766千円</p> <p>○5割軽減及び2割軽減世帯に係る軽減基準の算定方法の改正(第24条関係)</p> <table border="1" data-bbox="424 1662 1445 1809"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割軽減</td> <td>33万円</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>33万円+26万円×被保険者数</td> <td>33万円+26.5万円×被保険者数</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>33万円+47万円×被保険者数</td> <td>33万円+48万円×被保険者数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 被保険者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療に移行した者を含む。 (参考) 影響のある世帯 34世帯、影響額 △1,203千円</p>				区 分		改正前	改正後	増減	医 療 分	所得割	8.62%	7.52%	△1.10%	均等割	20,500円	17,500円	△3,000円	平等割	25,600円	21,000円	△4,600円	支 援 分	所得割	3.06%	3.33%	0.27%	均等割	6,500円	7,700円	1,200円	平等割	8,100円	9,300円	1,200円	介 護 分	所得割	2.71%	2.91%	0.20%	均等割	7,600円	8,800円	1,200円	平等割	7,000円	7,700円	700円	区 分	改正前	改正後	増減	増減率	一人あたり税額	73,047円	67,875円	△5,172円	△7.08%	一世帯あたり税額	115,378円	107,312円	△8,066円	△6.99%	区 分	改正前	改正後	増減	増減率	一人あたり税額	95,218円	92,042円	△3,176円	△3.34%	一世帯あたり税額	142,160円	136,504円	△5,656円	△3.98%	区 分	改正前	改正後	増減	医療分	520,000円	540,000円	20,000円	支援分	170,000円	190,000円	20,000円	介護分	160,000円	160,000円	0円	区分	改正前	改正後	7割軽減	33万円	33万円	5割軽減	33万円+26万円×被保険者数	33万円+26.5万円×被保険者数	2割軽減	33万円+47万円×被保険者数	33万円+48万円×被保険者数
区 分		改正前	改正後	増減																																																																																																						
医 療 分	所得割	8.62%	7.52%	△1.10%																																																																																																						
	均等割	20,500円	17,500円	△3,000円																																																																																																						
	平等割	25,600円	21,000円	△4,600円																																																																																																						
支 援 分	所得割	3.06%	3.33%	0.27%																																																																																																						
	均等割	6,500円	7,700円	1,200円																																																																																																						
	平等割	8,100円	9,300円	1,200円																																																																																																						
介 護 分	所得割	2.71%	2.91%	0.20%																																																																																																						
	均等割	7,600円	8,800円	1,200円																																																																																																						
	平等割	7,000円	7,700円	700円																																																																																																						
区 分	改正前	改正後	増減	増減率																																																																																																						
一人あたり税額	73,047円	67,875円	△5,172円	△7.08%																																																																																																						
一世帯あたり税額	115,378円	107,312円	△8,066円	△6.99%																																																																																																						
区 分	改正前	改正後	増減	増減率																																																																																																						
一人あたり税額	95,218円	92,042円	△3,176円	△3.34%																																																																																																						
一世帯あたり税額	142,160円	136,504円	△5,656円	△3.98%																																																																																																						
区 分	改正前	改正後	増減																																																																																																							
医療分	520,000円	540,000円	20,000円																																																																																																							
支援分	170,000円	190,000円	20,000円																																																																																																							
介護分	160,000円	160,000円	0円																																																																																																							
区分	改正前	改正後																																																																																																								
7割軽減	33万円	33万円																																																																																																								
5割軽減	33万円+26万円×被保険者数	33万円+26.5万円×被保険者数																																																																																																								
2割軽減	33万円+47万円×被保険者数	33万円+48万円×被保険者数																																																																																																								
その他参考事項	<p>○施行期日等 公布の日から施行し、改正後の能代市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>○経過措置 改正後の新条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。</p>																																																																																																									

題 目	市道路線の認定及び廃止について																								
理 由	市道路線を認定及び廃止しようとするものです。																								
主 な 内 容	<p>○認定路線（3路線）</p> <table border="1" data-bbox="395 645 1441 967"><thead><tr><th>路線番号</th><th>路 線 名</th><th>認定延長 (m)</th><th>認 定 理 由</th></tr></thead><tbody><tr><td>1713</td><td>西赤沼3号線</td><td>75.6</td><td>寄附行為による</td></tr><tr><td>1714</td><td>上柳7号線</td><td>39.4</td><td>寄附行為による</td></tr><tr><td>1715</td><td>中川原24号線</td><td>59.4</td><td>寄附行為による</td></tr></tbody></table> <p>○廃止路線（1路線）</p> <table border="1" data-bbox="395 1140 1441 1370"><thead><tr><th>路線番号</th><th>路 線 名</th><th>廃止延長 (m)</th><th>廃 止 理 由</th></tr></thead><tbody><tr><td>189</td><td>泉線</td><td>380.6</td><td>米代川二ツ井地区河川防災ステーション整備事業による</td></tr></tbody></table>	路線番号	路 線 名	認定延長 (m)	認 定 理 由	1713	西赤沼3号線	75.6	寄附行為による	1714	上柳7号線	39.4	寄附行為による	1715	中川原24号線	59.4	寄附行為による	路線番号	路 線 名	廃止延長 (m)	廃 止 理 由	189	泉線	380.6	米代川二ツ井地区河川防災ステーション整備事業による
路線番号	路 線 名	認定延長 (m)	認 定 理 由																						
1713	西赤沼3号線	75.6	寄附行為による																						
1714	上柳7号線	39.4	寄附行為による																						
1715	中川原24号線	59.4	寄附行為による																						
路線番号	路 線 名	廃止延長 (m)	廃 止 理 由																						
189	泉線	380.6	米代川二ツ井地区河川防災ステーション整備事業による																						
その他参考事項	○市道総路線数 1,509路線 ○市道総延長 753,205m																								

(議案第55号)

題 目	物品の取得について
理 由	除雪機械を更新しようとするものです。
主 な 内 容	○取得する物品 1. 物 品 名 除雪ドーザ（14トン級） 2. 取得価格 17,172,000円 3. 取得方法 応募型指名競争入札 4. 相 手 方 能代市河戸川字下大須賀55番地 株式会社秋田重車輛 代表取締役社長 小 林 一 成
その他参考 事項	○開札年月日 平成28年5月13日 ○入 札 者 4者 ○仮契約年月日 平成28年5月19日